

日本放送協会 理事会議事録

(2021年6月7日開催分)

2021年 6月25日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2021年6月7日(月) 午前11時30分～12時10分

<出席者>

前田会長、正籬副会長、松坂専務理事、板野専務理事、
角専務理事、若泉理事、松崎理事、小池理事、田中理事、
林理事、児玉理事・技師長、伊藤理事
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

前田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 国際放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) 日本放送協会防災業務計画の一部変更について
- (3) 日本放送協会新型インフルエンザ等対策業務計画の改正について

2 報告事項

- (1) 令和2年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて
- (2) 放送番組審議会議事録(資料)

3 審議事項

(4) 第1379回経営委員会付議事項について

議事経過

1 審議事項

(1) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(小池理事)

国際放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

仲本千津氏（社会起業家、株式会社R I C C I E V E R Y D A Y 代表取締役COO）に、2021年7月1日付で新規委嘱したいと思います。また、佐藤たまき氏（古生物学者、東京学芸大学教育学部准教授）に、同日付で再委嘱したいと思います。なお、鎌田由美子氏（株式会社ONE・GLOBAL代表取締役、クリエイティブ・ディレクター）は、6月30日付で、任期満了により退任されます。

本件が了承されれば、明日開催の第1379回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、明日開催の第1379回経営委員会に諮ります。

(2) 日本放送協会防災業務計画の一部変更について

(報道局)

災害対策基本法に基づいて作成した「日本放送協会防災業務計画」について、一部変更を行うこととしたいので、審議をお願いします。

今回の変更は、2019年5月、国の「防災基本計画」に南海トラフ地震の臨時情報が出された場合についての対応が追加されたことを受けて行うものです。

変更の概要は、和暦表記を西暦表記に変更、拠点局が「拠点放送局」となったことに伴う表記の変更、および「地震防災対策推進計画」の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関して、「南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合」の記述の追加です。

本件が決定されれば、2021年6月8日付で施行します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) 日本放送協会新型インフルエンザ等対策業務計画の改正について
(総務局)

日本放送協会新型インフルエンザ等対策業務計画の改正について、審議をお願いします。

今回の改正は、今年2月に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」で新設された「まん延防止等重点措置」に関する規定を追加するとともに、あわせて、末尾に付していた別表を削除するものです。

まず、「まん延防止等重点措置」に関する関係機関との連携を新設します。別表1「業務継続計画」と別表2「新型インフルエンザ等対策本部構成メンバー」を削除し、これに伴う関連条文の整理をします。その他、法改正に伴う条項番号変更など、軽微な修正を行います。

本件が決定されれば、速やかに総務大臣を經由して内閣総理大臣に報告します。また、NHKオンライン掲載の要旨を修正するとともに、関係都道府県知事、関係市町村長に通知します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 令和2年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて
(経営企画局)

「日本放送協会令和2年度業務報告書」の構成および今後のスケジュールについて報告します。

NHKの業務報告書は、放送法第72条に基づき、毎年度の事業の実施結果について取りまとめるもので、NHKの業務について対外的に報告する唯一の公式文書です。業務報告書は、放送法に規定された各業務の実施状況について、網羅的かつ客観的に、NHKの主観的な評価を加えることなく記載すべきものとして編集しています。NHKは業務報告書を、事業年度経過後3か月以内、つまり6月末までに、監査委員会の意見書を添えて、総務大臣に提出しなければならないことになっています。提出後は、総務大臣の意見が付されたうえで、内閣を經由して国会

に報告されることになっています。

令和2年度業務報告書の特徴と特記事項を説明します。

特徴は、NHKグループの内部統制などコンプライアンスの確保に関する制度改正が行われた令和元年度施行の改正放送法を受け、新たに放送法施行規則で記載事項として追加されたことから、新章として「内部統制に関する体制等及びその運用状況」を追加したことです。特記事項は、新型コロナウイルスの感染拡大への対応、NHKグループ全体の業務改革、「NHK経営計画（2021－2023年度）」の策定、放送受信料額を改定したことなどを記述しています。

業務報告書の構成を説明します。

業務報告書に記載する事項は、放送法施行規則第30条に定められており、例年、その規定に沿った章立てで作成しています。

「第1章 事業の概況」、「第2章 放送番組の概況」、「第3章 放送番組に関する世論調査及び研究」、「第4章 営業及び受信関係業務の概況」、「第5章 視聴者関係業務の概況」、「第6章 放送設備の建設改修及び運用の概況」、「第7章 放送技術の研究」、「第8章 業務組織の概要及び職員の状況」、新設した「第9章 内部統制に関する体制等及びその運用状況」、「第10章 財政の状況」、「第11章 子会社等の概要」および「第12章 その他」を記述し、「資料編」として54点の資料を添付する予定です。

今後は、次回の理事会で内容を審議していただき、了承されれば6月22日開催の第1380回経営委員会に提出する予定です。経営委員会の議決が得られた後に、監査委員会の意見書を添えて、財務諸表とともに総務大臣に提出し、公表します。

以上の内容は、明日開催の第1379回経営委員会に報告します。

（2）放送番組審議会議事録（資料）

（編成局・国際放送局）

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の2021年4月開催分の議事録についての報告。

注：放送番組審議会の内容は、NHKのウェブサイト「NHKオンラ

イン」の「経営に関する情報」に掲載しています。

3 審議事項

(4) 第1379回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

明日開催の第1379回経営委員会の付議事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として、「国際放送番組審議会委員の委嘱について」、報告事項として、「令和2年度 年金基金の状況」および「令和2年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2021年 6月22日

会 長 前 田 晃 伸